

病業恥災労西美 No.24

関西労働者安全センター

1976. 4.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎ 06-374-2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

主張

労災保険法改悪は緊急の事態に至っている。国会は正常化され、改案審議が日程にのぼっている。にもなかなら、まだ春斗共斗委が勝をあげてはいない等、反対運動のとりくみは遅れていく。だたらこそ、早急にこの関西の地なら反撃の炎をあげなければならぬ。

反撃の炎を燃え広げよう

労災保険法改悪絶対阻止！

この改悪策動は、くり返し述べてきた様に、独占資本と自民党政権による労働者弾圧の不正政策のひとつである。こうした背景を転換の闘い、学習会です、つたりと見

さもないと、目先の金に目を奪われ、権利を売り渡すことになる。そして、正しい視点に立ち、職場の大衆と共に立ちあがり、独占資本のぬらぬら粉砕しよう。そのために、被災労働者の首切りを絶対許さず、企業責任を追究して企業内協定を

闘いの炎を燃え広げよう。また、この悪企みの先兵となっている労働行政を包圍しよう。すでに行政は、改悪の先取りとして、73年以て上休業補償の打ち切りを強行している。彼らにはあくまでも政治的な。この状況にあ

て、我々一人の被災者の認定闘争をも、独占資本の悪企みを暴露し粉砕する政治的な闘いとして位置付けなければならぬ。

【特集】

被災労働者切り捨ての労災法改悪

取場を吹き上げる労働者の怒り

主張でも述べたように、労災保
険法改悪は緊急の事態に至って
ながら、阻止斗争はたう遅れてい

う今回の改悪の本質を見抜いていち
早く反撃に立ったのである。

る。しかし、この関西の地ではす
でに多くの労働者が反撃ののろし
をあげている。これらの労働者は
これまでの労災斗争の経験の中か

争のひとつひとつを紹介する。とし
てこれらの即いを全関西から全国へ
とおし広げて、断固として改悪を阻
止しようではないか。

造船現場は被害の吹きだまり
現場労働者は闘うぞ

全造船佐野台分会

政府自民党は企業
のほうけの為に、またも
や被災労働者を切り捨
てる労災保険法改悪を
たくらんでいます。障

害年金を現行3年後よ
り、一年半後に支給と
いうような変更をする
ことにより予測される
労働基準法の改悪を利

用して、資本家は労働
者に対して、当然解雇
を行ってくることは目
に見えています。この
改悪が、特に弱い立場
にある被災労働者を切
り捨てていくためのも
のであり、労働者の不
利益になることはまち
がいない。私達造船労

運動の輪を

全造船全体へ

労働者は、災害のふきだ
まりのような厳しい取
場環境で働くものとし
て、改悪は絶対に許す
ことはできない。
現場には労働災害が
多く発生している。じ
ん肺、腰痛などは、ど
ちらも百名以上の被災
者がある実情でありま
す。会社の中で起きた
災害については会社に
当然責任があり、一年
半が過ぎると解雇され
るといふまじたくふざ
けた悪法については反
対である。

しかし、口だけで反
対するだけでなしに、
行動を総評全造船中央
に働きかけ、運動の輪
を大きく前進させなけ
れば労働者の権利を守

ることはできない。

改悪は被災者だけの問題ではない

労働者がなぜ改悪に反対するのか。被災労働者も労災をうけていない労働者も共に力を合わせないと仲間を守れないという厳しい現

実があり、また、いつ自分が災害にあうかも知れず、人ごとのように考えられない。災害とは本人はもちろんだが、族も含め苦しみますので、災害を起こさせない闘いはもとより、その後に取りうる現実的の問題も考えながら闘わなければ現状の権利も

生活権も守れない。佐野母分会も多くの被災労働者を守るためにも、労災保険法に反対し、労働者自らが運動の正しさを認識し、不当な改悪に反対して立ち上り、ともにガンバリたいと決意します。

その2

企業内協定で

資本主義体制は七三年のエネルギー危機を契機に、体制危機が深まってきたが、かつての経済成長によつて、独占資本、金融資本の産業構造、系列企業への支配力は急速に強化され、あらゆる産業の

改悪案を骨抜きに

全金田中機械支部

企業かその支配下に置かれ、資本参加がなくなると、資金繰り、受注段階においての影響力圧力を加えてくる。賃上げの低額ガイドラインでの抑えこみ、首切り合理化での収奪強化で、一方的に労働

者にしめよせを行い、体制危機切り抜けを行っている。

しかも搾取の犠牲者である労働災害の被災者にまで労災法を改悪して、切り捨てをはかり、闘争協の意向で労働者が提案、今国会での成立を期し、政府・権力一体となって攻撃を加えてきている。全金港ブロックにおいて、腰痛・難聴等

24号の案内

特集(258ページ) 販場なら吹き上げる労働者の怒り

(全造船佐野安・全金田中機械・全金岩井計算センター・京浜労働対・全金三豊工業・尼崎安灯・全港湾南西地本)

ニユース(9512ページ) 特別アピール (13516ページ)

その1 階級的労働運動の前進に寄与し、診療所の設立を!

その2 国・企業は原発内労働者の放射線被曝の責任をとれ

「若佐労災支援共斗会議」特別寄稿(1719ページ) 岡山工芸衛生教室有志

一、ペンタラ公営斗争

二、農村における工場排水斗争

の被災労働者、永年の労働によって生じた職業病で長期治療で苦しむ労働者が数多く存在する。これらの被災労働者のみを救済するだけでなく、労働者全体の権利剥奪に対し、そして、改善される一部に目を向けるのではなく、その本質である「首切り自由、補償金低額化」に向け、怒りをもって闘いを組織しなければならぬ。

港ブロックを中心に

反対闘争を展開

四月に入り、春斗も迫込みの段階で、関西労働者安全センターのオルグを受け取組みを決定。港ブロック会議において法策反対決議を行い、全組合員に教宣ビラ配布、各支部ご

とにステッカーはりをして港地域において行い、翌日、半日ストを貫徹する中で、港地協春斗勝利決起集会で大会アピールを行い、大会名において法策反対の確認を採択し、地域産別闘争へと戦線拡大の方向付けをした。

個別企業との闘いにも力点を置き、たとえ改悪法策が通っても、企業内協定を獲得、または既協定を再確認させ、被災労働者の不当解雇阻止と、労災休業中の賃金百パーセント補償の権利と使用者の企業補償責任を台せ確認させよう。港ブロックに結果する労働者はすでにこの協定を獲得し、

その3

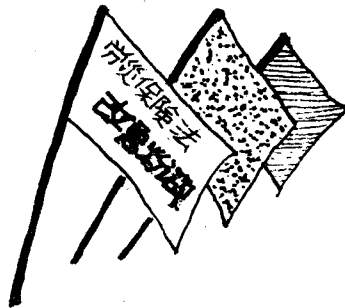
被災労働者を先頭に

全金岩井計算センター支部

我支部は74年2月15日結成以来、頸肩腕症候群に対する取組みを行い、74年10月に一応形式的には協定という形で企業内100%補償を斗い取ってきまし

た。現在、首切り合理化が吹き荒れ、労災取業病が多発する中で、不十分ながう、我支部における取組み（運動）を明らかにしたいと考えます。

権利前進をみているのである



我支部の取組みは大きく2段階に分れます。第一段階は職業病小委員会を構成し、それが中心となつて協定を闘いとり、労災認定を闘い取った時期。第二段階は被災労働者自らの立ち上りによつて、対労基局闘争を主軸とした労災認定闘争の時期です。

権利を獲得

2つの時期を通して我支部の基本的立場は一つ一つの闘いを積みあげることであります。や一の時期の協定について、それ自体を目的とした闘いを組んだのではなく、様々な闘いの結果として勝ち取った多数の協定の協定の集大成としてできてくるものであります。即ち、具体的に、74春闘の最中に時間内通院の交通費を払い取り、更に医師選択の自由を勝ち取る等を手始めとして、74年の10月段階には既にほとんどが取り取られたものを整理統合したものにすぎません。

このような中で、取組小委員会という種

成では、被災労働者自身の起り上りの不十分性があり、また権利意識の後退があるという支部の総括から、被災労働者の権利意識を基本とした起り上りによる本質的・大衆実力闘争の契機へのやえ段階に移行していきました。

やえの時期は、一人一人の被災労働者へのオルグを重点として、権利意識を闘いの中で築き上げる闘いです。

4 京滋労取組は4月18日に専務局会議、22日に4月例会を閉じ、労賃保険法改悪阻止の取組みについて協議し

その4 まぎ学習会、労基斗争で反撃

京滋労取組専務局会議

京滋労取組は4月18日に専務局会議、22日に4月例会を閉じ、労賃保険法改悪阻止の取組みについて協議し

具体的には、被災労働者とともに書類を書き、ともに対労基局団交を行い、ともに情宣ビラを書くという闘いです。この闘いを今後いかに拡大するかというのが我支部の課題です。

権利はく奪の「労基法改悪」

我支部はこうして被災労働者の種々の権利を獲得してきた。特に

被災労働者の身分保障（解雇制限）は守り抜かねばならぬ権利である。ところが今般の労賃保険法改悪は、この権利をはく奪せんとする攻撃であつて断じて許せない。我支部はすでに協定を、しているからと油断せず、被災労働者を先頭に叩いていきたい。また、中津地域共闘の仲間にも共闘を、かけたたい。

行動に迫られていたことと、まだまだ月に一回しか専務局会議がもてない体制に問題がある。

専務局会議と4月例会では、この出足の遅れを反省するとともに、次の2点の

行動を確認した。

学習会まで

政治的背景の確認

ひとつはまず労取が
 全下の組合で確実に学
 習会を實現し反対決議
 をあげることである。
 として、この反対決議
 をもとに、それぞれ水の
 組合が地域の組合と上
 部団体へと運動を広げ
 ていく予定である。京
 都ではまだ全金以
 外の単産にくりこめて
 いないが、これを契機
 にできる限り多くの単
 産にオルグに行く予定
 である。まず手はじめ
 に、事務局で全下組合
 のオルグまわりをして
 いる。

3年以上休業補償の 打ち出しを許さない

次にもう一つは、労基
 局に対し交渉を申し入
 れ、労災保険法改悪の
 政治的背景を暴露し
 ていく予定である。

労基局は現任、法改
 悪の露払いとして、3
 年以上休業補償をうけ
 ている者を、長期給付
 に移行させたり、補償
 打ちりを行うなど、保
 険給付の整理作業を強
 引におし進めている。
 全金井上油庄の広坂
 さんも7年にわたって
 休業補償を斗いとつて
 きたが、労働省の直接
 指揮の下に、長期給付
 に移行させられりる
 だが、この長期移行の
 際に、監督署の責任で
 もって会社を説得させ
 「長期に移行しても解
 雇しない」との覚書
 きをかり取った。

今回の労基局交渉で
 は、広坂さんの件ほか

りでなく、全ての場合
 にわたって解雇問題の
 責任をとるようにも求
 する。さもなければ休業
 補償の長期給付への整
 理作業をすぐにやめさ
 せなければならぬ。

専ら潮流拡大の

きっかけに

以上二つの行動は、
 関西労働者安全センタ
 ーの方針提起を受けた
 ものであるが、これら
 の行動を軸に積極的に
 改悪阻止運動を組織し
 ていく覚悟である。前

述したように京都の労
 働運動情勢は権利を金
 で売りわたす中央総評
 の睨みだけをそのまま
 反映する部分と、一方
 では「国民に理解され
 る労働運動」という睨
 くだけの運動が一大潮
 流を占めている。「一
 人の労災にも組合の全
 力をあげて闘う」とい
 う我々の運動勢力は一
 握りにすぎないが、必
 ずや一大潮流にまで成
 長することをめざして
 闘い続ける覚悟である。

■その5■

被災労働者首切は絶対許さない

尼崎労働者安全衛生対策会評

私達の事務局では労
 災法改正のニユー
 スを知って、ただちに

反対の態度を決めまし
 た。何故なら、鄭頼太
 氏裁判、阪神支部裁判

をすすめてける礼儀に
どつて、この改「正」
がたにち二首の解雇
につらがることをたか
らです。

改「正」の賃料を各
支部に配布し、南西労
働者安全センターのじ
うを全員に配布しまし
た。又、加盟支部以外
の労組にも反対しうを
配り、協力要請をいた
しました。

中央総評の賛意に

とまじいを

しかし、加盟支部の
間にも強く反対の立場
と、見解を保留する立
場も現実にはあります。
中央総評が賛意を示
し、努力道との間で合
意に達していることは
各支部にゆづり、そのま
じりを与えていること
の理由であらうと思ひま
す。

今後とも、労働安全
センター、南西安全ワ
ークと交流を深め、反

■その6■

現場労働者無視は許せない

全全三豊工業支部

今回提案された労災
保険法改正案は、労働
災害の取壊病弱減のため
に取壊生産点で斗つ
てくる労働者より、直
感として大変な改悪で
あるといつことがすく
わかる。労働者の直感
どいりのほいも正し
い。この恥か直感取に
わかるが、労働者なつ
てある。

犯罪的な

労働者側委員

今回の改正にあつた
ては、中央の審議会
に総評からも委員が出

対活動を続け、労基法
改悪の先取りを許さぬ
より努力したいと考之

てります。

(文責 山下)

ケ月で解雇を認め
させる傷病補償年
金制度を認めてし
まつていふのだ。
羊頭狗肉とはまさにこ
のことだ。まんまとだ
まされていふ。

私達三豊の経験でも
明らか存まうに、現在
の労災法下でも権力と
の斗いは熾烈を極めた。
破産法下での斗いだか
ら、労災法などはどこ
かに霧散してしまつて
いた。斗つていける労働
者は今後の斗いが今回
の改悪によつてより苦
しくなることを知つて
いる。我々は現場から
糾弾の火の手を大きく
あげなければならぬ
我々は殺されたくは存
ない。

その7

労災保険法改正案に反対する要望

全港湾関西地方本部

【大阪地評議長殿】

一九七六年四月三日

今国会に「労災保険法改正案」へ正確には「労働者災害補償保険法修正案」が提出されています。一部では給付部分の引き上げ、スライド制の改善といつもの面があるといわれていますが、実際には給付の引き下げ、解雇の促進を行い、労働者の権利である保険給付を恩恵的なものにし、企業の手助けをするものであり、まさに「百害あつて一利なし」といふ改悪法案であります。以下改正法案の問題点を列挙し、大阪地評と

して、この改悪に反対し、阻止する諸行動を取らんことを要望します。

昭和48年、関西経営者協会は、労働省に対して労災保険法の改悪を要求。今年之月労働省が提案した労災保険法改正案には、その内容がそのまま適用されていきます。

改悪の特徴をあげると、
 ヤ一には一年六カ月以上治療しても治らない場合に、被災労働者の首切りができるようになる。

ヤ二に、補償金額が顎腕、腰痛等の場合には現行より少くなる

ヤ三に、労働基準法七六条「使用者の休業補償責任を労災保険法に肩代りさせ、実質、使用者責任を肩抜きにしてあること」です。このことは組合運動として行つて

いる企業に対する労災補償斗争、安全斗争を事実上阻害するものであります。

ヤ四に、労災被災者の救助を労福祉事業の増進を図ることによつて解決するといひ、又労災職業病を医学、科学の問題にすりかえようとしている。

ヤ五に毎年黒字の労災保険金を賃金不払い分にまわし、不況のしわよせを労働者大衆におしつけようというものであり、自民党政権と独占資本家の意図をもつて推進されている改正案を許すことはできません。

パンフ紹介

大阪米穀運送にかける
 労災職業病の実態調査
 検診結果報告書

(取扱先)

関西労働者安全センター
 全港湾関西地方本部

前線から

大阪

「権利を金で売った！」 審議委員に現場の怒り爆発 労働者から保険法改正説明会

被災労働者の組織に対する弾圧や首切り合理化を推進させるための不払い賃金の立替え事業なるものを作る事。オ五に、労基法にある休業補償の使用責任をなくし、休業補償給付を年金に変えている事などであった。

4月20日、総評関西が、ロツクは、労災保険法の改定に關する審議委員である金山の高山副執行委員長を招き、「労災保険法改正に關する説明会」を開催した。この説明会には、ゼネスト中にも女々わらず、70名近くの労働者が参加した。

高山氏は、遺族補償給付と傷害補償給付に對して特別支給が加わったこと、特別加入として中小企業主や海外

派遣の労働者、さらに一人親方の通災が認められたことを述べた。その後、傷病補償年金制度の説明の中で参加した労働者から質問がだされた。

現場の中央総評

高山氏はそれらの事を認め、はしたものの、労災保険法のよい面を理解すべきだとの姿勢の説明を加えた。こうしてやり取りの中で、

こうした状態の中で、総評関西がロツクは、「この改定案への何らかの斗いを取り組む方向をもっている事」を表明し、さらに中央総評としての方針を高山氏に向いかけた。高山

高山氏は、遺族補償給付と傷害補償給付に對して特別支給が加わったこと、特別加入として中小企業主や海外

高山氏は、遺族補償給付と傷害補償給付に對して特別支給が加わったこと、特別加入として中小企業主や海外

高山氏は、遺族補償給付と傷害補償給付に對して特別支給が加わったこと、特別加入として中小企業主や海外

は、下の方から反
対斗争をやつてくれた
方が今後、色々な組織
問題の解決に役立つ
と発言したが、参加し
た労働者に「国会に提
出され、今通過しよう
としているこの法案に
下から運動をせよとい
つてもおそれ」と追及
された。さらに「すぐ
に中央総評として反対
し、奮闘共斗委員会と
しても反対し、また社
会党や他の革新政党へ
も反対の要請をし、国
会通過をみあゆませるべ
きではないか」と提案
された。

参加した労働者は「
うちの現場では腰痛が
非常に多発し、現場の
現状の現状と現在の斗
いを報告、「権力がこ
の改案に賛成するのは
ぬるぬる、組合の指導
部が賛成するのはぬる

らない。現場の斗い
この法案改案が通過し
た後には非常にやり
にくくなる事を理解して
ほしい。」と発言するな

大阪支南

署は企業への監督指導を強化せよ

全港湾 米運分会、労基署交渉

去る4月17日、全港
湾沿岸南支部大阪米穀
運送分会ら約30名は、
守口監督署交渉を行
つた。

農林部への斗いを準備
している。又、守口を
はじめとする所轄監督
署には、諸種の監督と
改善指導を要求し、2
名の股関節炎や、約30
名の強度腰痛症の労災
認定を要求しているが、
所長が4月にぬれた
ため、その引き継ぎの
確認と監督指導の強化
を訴えるために行な
れたものである。

当分会では、米の運
送により腰痛をはじめ
多くの過労性障害に傷
つけられており、これ
は去年夏と、今年2月
の健診でも立証された
が、その原因である米
の運搬と作業量の増加
を改善するため、米運
(株)やオ一食糧、府の

新所長及び2人の課
長らと相手に支部役員

ど会場は、関西では何
か何でも反対なのだ
というふんいきに満ち満
ちていた。

や組合員なら活発な訴
えが行われ、労災認定
に關しては守口署が一
括して担当すること、
早急に職場、及び労働
条件の奥態についての
説明会を行うことを確
認した。

又、労働省通達にも
とづいて、米袋を現在
の60kg袋から50kg袋に
かえさせるべきである
との追及がなされ、交
通事情の悪化や、小売
店の設備の改善などの
必要性が訴えられた。
翌18日は、分会への
新加入者66名の健診結
果報告と、強度腰痛症
約30名の労災認定につ
いての打ち合せが行
われ、今後の労災斗争
にむけた意志一致がは
なされた。

北摂

局・署一体の反動化を 打ち砕け!

北合同高槻支部

北合同高槻支部は、ギョウクリ勝になりながら4年向も放置されてきたのさんとともに、茨木労基署の責任追及を行ってきたが、4月14日の交渉において、署長は一方的に前回までの確認を破棄し、今後話し合いには一切おかない、と交渉の打ち切りを通告してきた。組合は当然交渉の継続を要求したが、署長は官憲を導入し、被災労働者を強制的に切り捨てるという詭計がたい暴挙を行った。その後組合は、のさんとともに、連日署に対して抗議を続けてい

つていないばかりで、増々反動化している。今回の署の動きは、昨年9月に明らかになった、大阪労基局の「陳情対策要領」の内容と全く同じであり、大阪労基局が表面上はこれを撤回したものの、各現場においては、なしくずし的に具体化して、この向、関西を中心として斗いとられてきた成果を押しつぶそうとしていることは、明らかであろう。

現に、この「陳情対策要領」を作製した局長の次長、原が署に直接出向き、署を指導している。局長、のさんの腰痛

ニョース

を業務外と認定し、審査請求を棄却してきたが、北合同は、あくまでも茨木労基署の責任を追及し、のさんの労災認定を争い続けることを通じて、労働行政の反動的な意図を打ち破るべく、連日闘いを続けていく。

京 滋

日吉町じん肺・マンガン中毒 ついに中止

労基局の責任回避を許すな

3月26・27日に予定されていた京都府下じん肺・マンガン中毒健診がついに中止になった。前号で報告した様に、じん肺患者同盟は3月中旬以降、労基局と京都府医師会の約束違反を厳しく追及してきた。この患者同盟の批判の前に、医師会は「後々まで責任追及されるのは及ばぬ」と無責任に投げ出してしまったのである。また、労基局は「患者同盟が横ヤリを入れたので中止になった」と全ての責任をなすりつけている。

この健診中止をめぐって患者同盟内部にも問題が発生した。健診中止に至るまでの数回にわたる労基局交渉、医師会交渉が京都市内で行われ、現地の日吉

大阪南

もう、会社の思うままに させはしないぞ

佐野安二郎下請労働者支部結成する

先月で簡単に紹介し、
 様、佐野安造船所に
 下請労働者の組合が結
 成された。へ大阪地域
 合同労働組佐野安二郎
 下請労働者支部以下
 下請支都と略、尚、本
 工の全造船の組合は分

町支部が置き去りにな
 った。それだ。そ
 のため「京都の事務局
 の独走」と強い批判が
 寄せられた。
 現在、患者同盟は、
 この代理戦争批判を真
 剣に受け取めて反省し、
 今後の運動を現地中心
 で進めることを確認し
 ている。そして、内部
 をしっかりと固めて、

再度労基局に対して、
 健診室を迫っていつ
 ている。その中で、ま
 ず手始めに、労基局が
 現地で事情説明をする
 様に要求している。労
 基局の現地説明会は「
 代理戦争克服・現地主
 義」の第一歩となるだ
 ろう。

ったのである。
 3月17日、結成通告
 と同時に賃金・労災補
 償等についての要求理
 由書を行い、地域の仲間
 地域合同労働組・分会と
 共に佐野安本社・下請
 事業協同組合・下請業
 者と団交を行って次回
 3月29日の要求回答団
 交を約束させた。

しかし、その後親方
 らは下請労働者を守る
 会等をデッチ上げ、分
 会・支部中傷のバラを
 まき、組合脱退を強制
 する等の不当労働行為
 をくり返した。しかも
 3月29日当日には、本
 社は分会の構内ビラま
 きを禁止、下請支部に
 対しても暴行を加えて
 分会立入りを妨害し、
 支援労働者共々構内々
 ら追い出すという暴挙
 を行ったのだ。か、団
 結は一層強まり、佐野

安暴力労政とそれに疎
 られた下請理事会の分
 会・下請支部分断策動
 もものともせず、連日
 加入オルグを続け、現
 在では150名程の労働者
 が支部に結集している。
 同時に、地域でも「
 本社の下請支部員の
 分会事務所立入禁止は
 不当であり、これを妨
 害してはならない」と
 の仮処分決定をもちと
 り、佐野安暴力労政は
 白日のもとにさらけ出
 された。

しかし、松下一派の
 意向をうけた下請理事
 会は法律無視の態度で
 下請支部への弾圧を続
 けている。更に各方面
 から下請支部への支援
 を!

連絡先
 (06-661-1083)
 全造船佐野安二郎分会発行

特別
アピール

【その1】

階級的労働運動の前進に 寄与しようる診療所の設立を!

▼南大阪労働者診療所設立準備会▲

昨年夏、全港湾沿岸南支那が「港湾労働者診療所設立を」との決議をしたが、それを一つの契機にして南大阪に労働者のための診療所の必要性が多くの労働者、労働組合から提起され、この提起をうけて関西労働者安全センターと労災職業病研究会では、昨年末より、具体的に診療所設立の準備を続けてきました。その結果、去る3月16日には弁天町駅から徒歩3分の所の土地を購入し、7月1日開始をめぐして4月末ならはいよいよ建築の段階に入っています。趣意書にもあるように、この診療所は何よりも地域の階級的労働運動の前進に寄与し得る役割を果たさねばならず、そのためには地域の多くの労働者、労働組合の暖かい協力と厳しい批判が必要不可欠です。そのた

め、去る3月5日に南大阪の各労働組合の代表の方が集まり、診療所の運営について検討しました。その結果各組織の代表により診療所運営委員会を作り、組織的にこの診療所の運営に参加することが確認され、現在各組織で検討が行なわれています。

診療所の具体的計画

診療所は不造2階建て、一階は一般診療所と大差はありませぬが、診察室は、ハリ、多治療や電気治療、けん引治療等の腰痛・頸肩腕の治療ができる様に比較的広いスペースをとってあります。レントゲンは、胃腸透視ができる遠視X線と、じん肺健診ができる単純X線の装置が入る予定で、又、難聴健診やじん肺の心肺機能検査ができる

器具や心電図も入る予定です。二階には、ハリ学習会や安全衛生講座や合宿等ができる約10坪の大会議室と事務室及び宿直室などがあります。

学習活動へも活用を

診療科目は現在主として内科系になりますが、他の労働者の匠者も診察に加わりますので、手術は不可能ですが他の科の医療相談には応じられるでしょう。診察時間、午前9時から12時まで、午後5時から8時までを予定しています。(土曜は午前のみで日曜、祝祭日は休み)午後1時から5時までは、各職場に出かけて治療や健康診断を行ったり、職場の学習会やオルグ活動のためなどに活用する予定です。又、昨年10月以来阪大青医連ルームで行なっていたハリの学習会は、診療所完成後は二階の大会議室で毎週一回実施する計画を立てています。それと共に各職場の労災斗争の交流

と学習会の場として、社会衛生講座（仮称）も計画してあります。

診療所活動の

3つの目標

戦前には無産者診療所が日本共産党の指導の下に先進的医師医学生を組織して作られ、厳しい弾圧体制の下、合法的反体制組織として最後まで抵抗を続け多くの階級斗争の犠牲者を救い労働者・農民を組織する重要な役割を果たしてきました。戦後この無産者診療所を継承しようとして別組織を作られ、主として地域住民に基盤をおいた活動が続けられてきました。しかし、現在では設けた指導の下、戦前の無産者診療所の階級的思想を放棄し、その診療所にくる労働者を労働者として斗いに立ち上らせるのではなく、患者として治療や補償を要求する改良斗争の枠に押しこめ、自らの勢力を議会で増やすことに利用されています。

又、政府資本家も労働者が単に治療や補償を要求しているだけの場合には法律の枠内で比較的柔軟に対応するが、一歩労働者が階級的自覚を高め、団結を強め、資本主義体制の弱点を暴露し合理化と斗う体制を固めた途端に、移動隊導入を始めあらゆる手段を使って弾圧してきています。

①労働者階級の斗いに際して

このような状況の下では、労働職業病の本質が、資本家による労働者収奪のための健康破壊の結果であることをはっきりと見抜き、労働者階級としての自覚と団結を強化するという原則の下に労働斗争を闘うこと、何よりも必要です。このような原則に従って活動する診療所が必要になってきました。とりわけ南大阪では、労働運動はますます階級的となり、権力の弾圧は一層激然となり、階級的視点はなしには一歩も前進し得ないといったような厳しい状況の下では、診療所活動の第一の原則は

何よりも、この労働者階級の斗いの前進に寄与することであり、とりわけ診療所活動を通じて、労働者が団結して闘うことなしには決して命と健康を守る事ができないことを明らかにすることです。

②未組織の組織化援助

オ二には、この診療所の大きな任務として、診療所にくる多くの被災労働者、その中には未組織の人や退職者、いは首切りされた人、又労働組合があつても労働斗争を闘えずに苦しんでいる人、等々、多くの弱い立場の労働者の問題があります。これらの人々の生活と命を守るためには、何よりもこの人々を団結して共に闘うことが必要であり、そのための被災労働者同盟（仮称）のような組織も絶対必要です。この同盟の組織化に協力し、援助することも、この診療所の重要な任務の一つと考えています。

国医者の自己変革

オ三には、診療所活動は医療従事者自身の斗争でもあります。この診療所は労職研の請け負った主義批判の中から生まれ、主眼点です。「医者・医学生が労働者階級と真に団結して闘うことが出来るためには一体何をなすべきか」が労職研の最大の課題でした。具体的な運動に際しては、労働研は重大な誤りをおかしました。

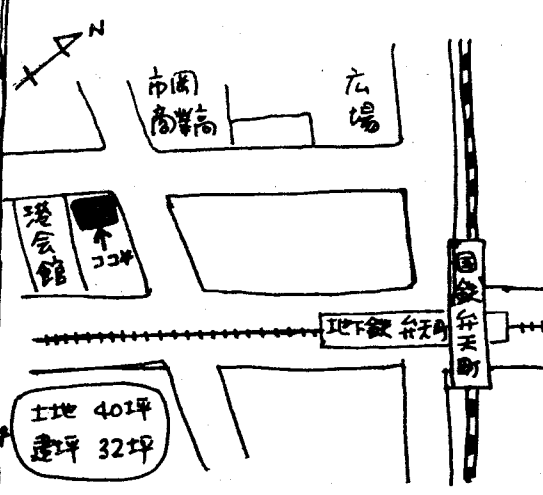
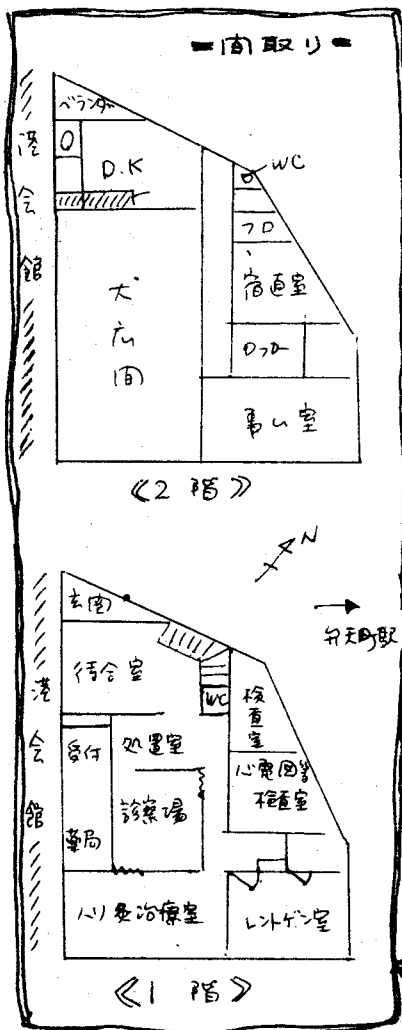
全金大阪事務能率の頸着腕斗争において、いかに頭の中で階級斗争を考えていても具体的に労働者の闘いの厳しさを知らず、日常活動のほんの一部をさして運動しているだけでは、労働者の闘いと違っては遂に足をひっぱる役割を果したくないことを痛切に知りました。

それ以後、労職研ではいかに具体的に労働運動と闘い、その中で徹底的に自分自身の力不足を思想を革新し、階級的視点を獲得するかに向かい続けました。南大阪労働者診療所はその

に対する一つの解決方向を提起しました。しかしこれはこの一歩にしかすぎません。この診療所活動を通じて、診療所になる医者や医学生が、労働者の闘いに導かれ、労働者からの批判を受け、共に闘う中で自己変革していくことがオ三の目標です。

このような大きな目標をなげ、南大阪労働者診療所は来る7月1日をめぐりに活動をはじめますが、資本主義体制の下、経営面での非常に困難をかかえながらの運動であり、様々な矛盾や困難に直面することが充分予想されます。これを乗り越えるためには地域の労働者の暖かい

援助、協力と、厳しい批判以外にはありません。多くの労働者、労働組合、地域住民の方々の診療所運営委員会への参加と御協力を訴えます。



特別
アピール

その2

国・企業は原発内労働者の
放射線被曝の責任をとれ

▼岩佐労災支援共闘会議▲

この度、私達岩佐労災支援共闘は、安全センターの好意により、事務所の一部を借りて、連絡先として一層活動しやすくになりました。

岩佐労災とは、昭和46年に、日本原電（以下原電と略）敦賀発電所で働いていた労働者、岩佐氏が、放射線を体に浴び、それが外傷等となって現われた事に端を発する問題です。岩佐氏はこの被曝を労災として認めさせる為に闘い続けてきましたが、行政や企業は、「原発は安全」のタテマエを通すため、これを拒み、岩佐氏をヤミに葬り去ろうとしてきました。彼は自らの傷害が原発の放射能によるものだと立証のため、医師から詳しく長期調べてもらい、それをもって労基署に臨んだのです。

が、労基署は彼を業務外認定にする為に企業のでっち上げ資料を根拠にするのです。そればかりな、管内に原発を沢山なために敦賀の労基署に放射線の専門家も、計測器機も全くなく、行政独自の判断などできないことが明らかになりました。

岩佐斗争の現状

現在、岩佐氏は「自分の主治医の診療を重視すること」「独自の判断の根拠を示すこと」「被曝した本人からの事情聴取を充分に行い、重視せよ」を争点に福井労基局へ労災審査請求を行っていきます。

数知れず闇に葬られている原発被曝労働者のためにも、原発

建設と闘う全ての人にとってもこの闘いは重要で、昨年この闘いにこの観点から、岩佐氏の闘いに支援や関りをもち者が集って支援共闘を作りました。労基斗争の他、原電を相手に裁判も闘う岩佐氏の闘いへの理解・支援を呼びかけます。

私達は現在、原水祭国民会議の協力を得て、労基行政に圧力をかけ、かつ原発被曝の定態を広く知らせ、他の闘いとのかつを深めるため、署名活動を準備して行きます。全ての心ある人々、とりわけ労働者の皆さんの協力・援助を願ってやみません。

＜パンフ紹介＞
敦賀原発被曝者
岩佐さんに
公正な労災審査を
1部 100円

〒910-0222 福井県越前市本庄
三和ビル222号
電話 077-521-5444
岩佐労災支援共闘

稿

研究室を足場にした

反労災・職業病、公害斗争

その6

岡山大学医学部衛生学教室長 岡田 隆

こゝまで、反労災・私業
 病斗争の事例について報告
 してきたが、今回からはそ
 れと表裏一体の關係にある
 公害斗争のいくつかについ
 て報告する。

一、ベンガラ公害斗争

岡山市から旭川沿いに、北へ
 約二十キロ離れた地点に、三つ
 のベンガラ工場がある。その中
 で戸田工業(株)岡山工場は我
 国最大の規模を有しており、昭
 和二十九年より旭川沿の小湊行
 (通称 田戸谷)において操業
 して、製錬所で副製される硫酸
 鉄を造焼・粉碎・水洗・乾燥し
 て、ベンガラ(Fe_2O_3)を製造し

てきている。ベンガラの用途は
 塗料、通信機材、建材、製紙、
 ゴム、研磨材、陶磁器などであ
 り、「高度経済成長に伴って生
 産量は急激に伸びて、この地区
 (岡山県御津郡津都町と御津町
 の境界付近)は我国家一のベン
 ガラ製造地区となった。その製
 造工程からは、亜硫酸ガス、無
 水硫酸、粉塵などによる大気汚
 染、鉄分と硫酸イオンを含む排
 水による水質汚濁などの公害が
 発生する。

毒煙に逃げまどる住民

田戸谷には十戸の零細農家が
 あり、また周辺には数百戸の農
 家、民家が散在している。これ
 らの零細農家はベンガラ工場に
 取を束めることによつてかろう

じて生活を支えていた。昭和三
 十年代後半から住民は、せき、
 たん、呼吸困難、ぜんそく発作
 などの呼吸器症状を高率に訴え
 るようになり、また農作物と草
 木が枯れ始めた。生産量がピー
 クに達した昭和40年から数年間
 の住民の被害の様子は、「夜間
 に、すき間から入ってくる煙の
 ために呼吸困難になり、煙をさ
 けて逃げまわった」「病人は公
 害をさけて転地療養をし、我が
 家に帰ることもできずさみしく
 死んでいった」という声のよう
 に、まさに涙なくしては語れず
 また涙なくしては聞きえないも
 のであった。

この当時の大気汚染の状況は
 昭和43年の亜硫酸ガス濃度のみ
 をとつてみても、「公害せんぞ
 く」で有名な四日市磯津地区の
 最高濃度の約2倍に達している
 点から、破壊的なレベルのもの
 であったことは明らかなである。
 そのために、田戸谷の四十名の
 住民は、死七一名をはじめ、大
 半の者が大気汚染に起因する健
 康障害にかかり、また生活星盤
 と自然環境に著しい被害を受け

彼らのふるさとは破壊された。

裁判斗争へ

我々が健康調査を言ひ公害室
態調査に取組み始めたのは昭和
48年になつてからのことであり
この時すでに焙煙工程は中止さ
れており、住民が戸田工業の告
訴を注意した後であつた。

被害住民はそれまで10年以上
の間、調査を依頼したり相談す
る相手もなく、少額の「見舞金」
によつて、その場をしのいで被
害に耐えてきていたのであるが
この悲劇的な経過の中に、農村
地区における公害の深刻さとそ
の特殊性、農村進出をめぐして
いる公害企業への強い、更に
研究室を足場にしてゐる我々の
責任と課題が端的に示されてい
る。「我々の研究活動は住民の
ニーズ(要求)によつて規定さ
れる」ということは一つの原則
であるが、住民要求を主体的に
掘り出し、それに対応してい
くといふ点で、この事例において

は極めて不十分な点があつたこ
とが反省される。

今後の課題

現在、裁判斗争が進行中であ
るが、現在迄での取組みの中か
ら次の点が指摘される。

(1) 工場の立地条件に因して、極
めて公害発生の危険性が高い小
湊谷に化学工場を建設するとい
う基本的な誤りがおかされ、ま
た、当然予想される危険に対
して、必要な公害防止対策が行
われなかつた。

(2) 関係自治体による行政施策は
著しい立遅れを示した。さらに
建部町当局は地区の有力者を利
用して住民を抑圧するなど、保
守的な農村地区に特徴的な対応
を続けた。

(3) 保健・医療従事者は、公害が
社会問題化された時点で初めて
健康調査を行い、健康被害を一

定程度解明してきたが、統計学
的手法を重視する余り、個別的
問題を地域的な問題へとすりか
えてしまふ役割を果したと言え
る。また、ヤ一線において住民
の被害を受けとめて、指導・援
助を行い、根本的対策を提起す
るといふ本来の課題はほとんど
果されなかつた。

(4) 戸田工業は、農業外収入に依
存せざるをえないという零細農
民の条件を利用して生産を拡大
し、また公害防止のための不変
資本を最大限節約することによ
つて、我々最大のベンガラ製造
企業に成長してきた。その点に
おいて、都市から農村への公害
の拡大の典型例である。

(5) 地区住民は市民的な権利主張
に不慣れた零細農民であるため
に、陳情形式の運動に終始し、
そのために比較的容易に抑圧さ
れてしまつたと考へられる。

(6) 被害住民が孤立し、最後の手
段としての裁判斗争に取組まざ

るをえなかつた背景は以上のよ
うに考えられるが、裁判闘争を
支援し、住民を追いつめてきた
要因を一つひとつ除去していく
中で、住民の健康と環境をとり
返していく運動が今後の課題で
ある。

今、ベンガラ公害闘争は、のろ
い歩みながらも、一歩一歩その
方向に進みつつある。
（住民報告は「地域闘争」五十
一年五月号に掲載予定）

二・一農村における工場排水闘争

我々の取組んでいる公害闘争
の多くは、激しい被害が発生し
た後の場合が多いが、この例は
被害発生を防ぐために、非常に
原則的な運動が行われれている一
つの典型例である。

岡山県南都の割と豊かな一農
村で、小化学工場がニツケルな
どを含む排水を農業用水路にた
り流したことから問題が始った。
た水質は数年回繰り返しているが
幸いにニツケルは比較的毒性の
低い重金属であり、また、玄米
中の濃度も、いわゆる中毒レベ
ルよりはるかに低いために顕在

的被害は発生し
ていない。しか
し、数十戸の農
家は、農業用水

路（法律上では「公共用水域」
でた水流通し自由である）への一
切の排水の停止、農地の原状復
元を要求し、企業・自治体の責
任を追究し、更に、公害発生「
事前健康調査」を実施して、万
全の態を整えた上で、問題の
政治化をはかりつつある。
「公害列島」と呼ばれる如く
深刻な被害が多発し、労働者・
住民の取組みも後手にまわるこ
とが多い現状において、保护的
とみられる農村地域においてさ
え、このような原則的な反公害
闘争が芽ばえてきている。「公

害先進地域」の労働者・住民の
方々の一層の奮起が要求されて
いるといえよう。
（柳楽 記）

編集後記

「景気はマクロとし
ては回復している
」景気は底入れし
た。こんな「景気
」のいい言葉の乱発
をよそに、不足は
いよいよその様装
を深刻化させてい
る。中国は鉄鋼を
そんなに要らない
という。造船は不
況カルテル……。76香斗では向
とが賃金は抑えつたが、逆に
インフレは今にも再燃しどうな
感じ。おとなしいと言われれる日
本の労働者もそろそろ本気で怒
り出すかも。いやもう怒ってい
る。資本家・政府があわててい
るのは勿論、大労働の幹部も心
配できつと夜もぬむれないう困
っているだろう。

75年10月29日ヤ三種郵便物認可

関西労災取業紙24号

76年4月30日発行（毎月一回30日発行）

新しいパンフレットができました

労災保険法の改悪を許すな

定価 100円

発行・関西労働者安全センター